

[研究論文]

社会福祉と人間の尊厳について

西 尾 祐 吾

はじめに

2001年に成立施行された社会福祉法の第3条には人間の「尊厳」という理念が高らかに謳われている。社会福祉関係法令で「尊厳」の言葉や概念が登場したのは従来の社会福祉事業法を改正する形で成立した現行社会福祉法が初めてである。社会福祉法第3条には「・・・個人の尊厳の保持を旨とし・・・」という文言があり、社会福祉が単に生存権の保障だけではなく、国民を個人として尊重しなければならないと宣言しているのである。ひるがえって我が国の法制を見ると、尊厳の語が見えるのは憲法第13条（幸福追求権）に「個人として尊重される」とあり、第24条（婚姻）には両性の平等を示す言葉として規定されている。そのほか、身体障害者対策基本法、男女共同参画社会法、売春防止法などの諸法に尊厳という言葉が登場する。しかし、尊厳という言葉は使われる「時」「場所」「人」によってその意味は実に様々である。本稿ではまず、尊厳の意味を可能な限り特定し、その後、尊厳という言葉・概念が社会福祉の文脈の中で、どのような意味をもつのかを検討しようと思う。

そこでまず、国語辞典ではどのように説明されているかを見た。筆者が調べた範囲では広辞苑では「尊くおごそか」であることと説明されているが、これでは字義を繰り返しただけで、説明になっていない。また、他の国語辞典でもほとんど同様である。漢和辞典でも同様に「尊くおごそかであること」としか記述されていない¹⁾。

また、日頃我々日本人は尊厳という言葉を日常的にはほとんど使用しない。つまり尊厳という言葉は日本社会ではまだ聞くことの少ない、日本語としてはなはだ「こなれていない」言葉なのである。それは語感だけではなく、尊厳という言葉が用いられる場合、その背景や社会的文脈が日常的ではないことを示している。唯一、尊厳という言葉を含む用語として「尊厳死」が用いられるようになったが、尊厳死の英訳にはdignityの語は使われておらず、living willが当てられている。尊厳死についても広辞苑の説明を参照したが尊厳の意味を明確にはしていない。終末期において医療が人間性を無視しがちであるが、この人間性を無視することが尊厳を侵すことであるとしているものの、人間性についての説明はない。

受理日 2004. 5.18

所 属 福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科

§ 1 尊厳の語源と語義

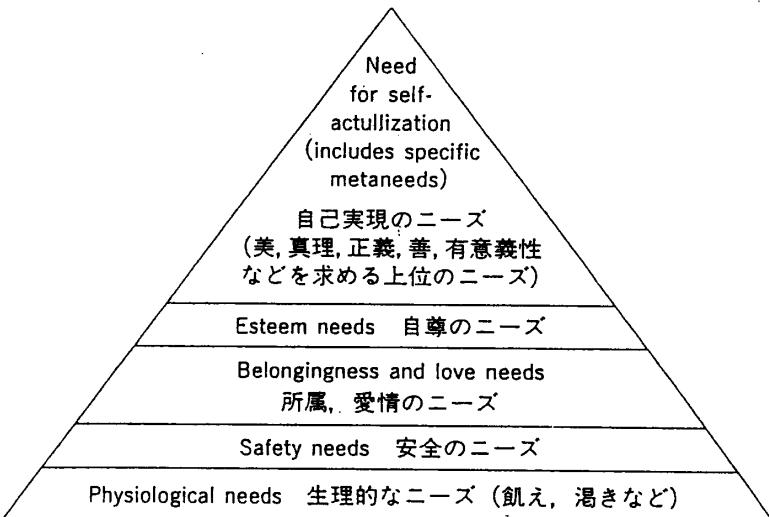
尊厳という日本語にはdignityとsanctityの二つの英語が、そしてWürdeというドイツ語が相当する。dignityはラテン語のdignusを語源としてその意味は「ふさわしい」「評価する」などである。一方、sanctityは「侵してならないもの」「聖域」などの意味から発している。ドイツ語のWürdeには価値、品格などの意味もある。

すなわち、sanctityという表現での尊厳は絶対侵してはならない聖域という意味であり、人の生存にとって基礎的な最低条件としての環境を守ろうとするどちらかと言えば、防衛的ニュアンスをもつ姿勢である。

その上に人間の価値に値する積極的な意味での尊厳(dignity)がある、という二層構造的考え方である。もうひとつのdignityという表現での尊厳は「存在にふさわしい」評価という意味である。

この考え方人は人間として、また個人としての尊厳を高めていこうとする積極的な姿勢である。これらの論理構造はA.マズローの人間のニーズに関するパラダイムを参照すれば理解し易いであろう。マズローによれば、最下部に飢えや渴きなどのいわば生存や健康などの生理的ニーズがあり、その上に安全のニーズがあり、その上に帰属意識や自尊感情のニーズがある。その上に文化的ニーズがあり、これら基本的なニーズが満たされた後、自己実現などのより高度なニーズが問題となると説く。

このような議論を重ねてくると、尊厳の問題は換言すると「人権」の視点と多くの場面でオーヴァーラップしていることが理解できるであろう。



資料 R.B.Edwen, *An introduction to Theories of Personality*, Academic Press.

図1 ヒューマン・ニーズの階層（マズロー）

§ 2 人間の三側面

(1) 全体としての人間

この捉え方は人類、種としての人間（ヒト：ホモサピエンス）を見ている。この場合は万物の靈長として、理性・道徳性を備えた存在としての人間を意識しているのであるが、その根源を宗教に求めるもの、啓蒙哲学に求めるもの、功利主義に求めるものなど多様である。欧米の文献では人間と動物を類別する基準は道徳性にあるとされている。しかし、それらはどれも

社会福祉と人間の尊厳について

人間の側から見た人間と動物との相違に基礎を置いており、現在のように動物の権利が主張される時代²⁾にあっては、人間と動物との境界が必ずしも明確でなくなってきており、議論の余地があるであろう。

(2) 個としての人間

人類としての人間を見る場合にもグループ、部族、市民社会、国家などの集団の一員として見る場合と、一人ひとりの個人・私人として見る場合によって見方は大きく変わるであろう。

本来人間は「社会的動物」といわれる存在であって、通常集団とは無関係に人間が生存できる可能性は極めて低いと言わざるを得ない。そのような人間の特性にもかかわらず、集団の中には、「個」「個人」が強く意識されるようになったのは、それほど古いことではない。

(3) 差異（属性）における人間

一口に人間と言ってもその属性は実にさまざまである。その属性とは、人種（皮膚の色・目の色・髪の色・体格）、国籍、性別、障害、職業、宗教、信条、勤務先、職場での位置、健康状態（ある特定の疾病）、年齢、出自（生まれ育った環境）、生まれた順番、受けた教育、既婚未婚の別など実に多様な相違がある。障害についても身体的、情緒的、精神的、知的、社会的侧面など複雑多岐にわたっている。この差異（属性）によって人間を認識し、区別する方法は、時には必要であり有効であるが、一方、時には偏見の温床となり、尊厳を侵す主要な要因となり得る。

§ 3 法に現れた尊厳という言葉

この節では、尊厳という語が法律の中でどのように登場し、存在するかについて、そのあらましを概観し、続く考察のステップにしたいと思う。

(1) ワイマール憲法

1919年に制定されたワイマール憲法に「尊厳(Würde)」の言葉が登場する。ワイマール憲法が第1次大戦の反省の集約であることは否定すべくもない。この憲法では人間性や人権が重視され、その理念が法全体を貫いている。そこでは尊厳(Würde)は名詞としてではなく、形容詞(würdig)の形で使われている。すなわち「人たるに値する存在(menschenwürdiges Dasein)」というように使われているのであるが、前述のようにWürdeにはもともと真価、価値、品格などという訳語があり、そこから人たるに「値する」という意味に訳され、流布している³⁾。しかし、やがてナチズムの台頭によってワイマール憲法の精神が全面的に否定されたのは周知の事実である。

(2) ボン基本法

戦後ドイツの憲法といえるボン基本法では、第1条第1項に「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ、保護することは、すべての国家権力の義務である」と規定している。この条項が非人間的なナチス体制への反省から生まれた理念であることは論をまたない。しかしほん基本法に規定された人間の尊厳が客観的原理であるのか、人権ないしは基本権であるか否かについては、いまだに議論が続いているが、人間の尊厳は「あらゆる客観法の最高の構成原理」という見方が妥当であるという意見がある。

(3) 日本国憲法

我が国の憲法の規定を見てみよう。第13条には「個人として尊重される」と規定されているが、これはわが国社会の伝統的に全体主義的構造の中で見られる集団的羈絆を否定し、これまで集団に埋没していた個人をあくまでも個別の存在として捉え、各人が個人として遇せられ、個人として判断し、行動し、責任をもつという意味で用いられている。

次に第24条には「個人の尊厳」という文言が見られるが、これは我が国では従来の婚姻が家と家との間の出来事であったのに対して、婚姻に際して個人が「家」の拘束を脱し、両性の平等を強調し、婚姻には両性の同意のみを必要要件とする個人の意志を重視する意味である⁴⁾。H. ヨンバルトは我が国憲法における「個人の尊重」と「人間の尊厳」の概念上の相違を扱った論文において、尊厳の語意は多義的また曖昧であると述べている⁵⁾。

(4) 警察法

憲法以外の法律で、尊厳という言葉が現れたのは1947年に制定された警察法であって、その第1条に登場している。しかし、その後の改正によって尊厳という言葉は消去され、現行警察法には尊厳という文言は見られないという⁶⁾。

(5) 男女共同参画社会基本法

前文に「個人の尊厳」という文言があるが、これは性別を意識した表現であって、性という人間の属性にもとづく捉えかたである。従来からの我が国における根深いジェンダーの感覚を否定し、男女両性の平等と同権と協力を謳う根源となっている。

(6) 障害者基本法

第3条第1項に「個人の尊厳」という文言があるが、これはさまざまな障害という属性がややもすると個人の尊厳を侵す原因となった場合があったので、健常者と対比し、障害者の尊厳が侵されないようにという意味で用いられている。この法律でいう障害には身体障害、知的障

社会福祉と人間の尊厳について

害、精神障害を包含している。

(7) 売春防止法

第1条には「人としての尊厳」という表現があるが、これは売春・買春の行為はいやしくも人としてあってはならない行為として禁ずる規定であって、さまざまな人間の属性による尊厳以前の人間固有の尊厳として位置付けられている。法文によると「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗を乱す・・・」ゆえに売春行為を禁じている。

(8) 社会福祉法

前述のように平成12年に従来の社会福祉事業法を改正するかたちで成立した社会福祉法第3条には「・・・個人の尊厳の保持を旨とし・・・」という文言が見られる。ここにおいてわが国における社会福祉関係法規で初めて尊厳の言葉が登場したのであるが、尊厳の意味に関する説明は特別ではない。この規定は、我が国においてはこれまで社会福祉の対象となった場合、戦前はもちろん、戦後の措置制度のもとにあっても往々にしてスティグマの感情を付与され(stigmatize)、人格的低下を免れにくい面があったの反省して設けられた条文である。ただし、社会福祉法では尊厳の内容を明確にしておらず、どのような事態が尊厳を侵したことになるのかも言及していない。そこで、ボン基本法⁷⁾における同様に「社会福祉法の最高の構成原理」と考えるのが自然であろう。まだ法律学者による解釈に接していないが、社会福祉法における尊厳は具体的実効性を期待したものではなく、法全体を貫く理念としての訓示的規定と考えるのが妥当であろう。

§ 4 尊厳概念の歴史的変遷

(1) ギリシャ時代

最初に人間の尊厳について思いを馳せたのは、ギリシャの哲学者であった。ソクラテス(B.C.470-399)、プラトン(B.C.427-347)、アリストテレス(B.C.384-322)などは、人間を理性の持ち主として、動物とは違う存在として規定しようとした。とりわけアリストテレスの「先天的奴隸人説」がよく知られている。奴隸となる人は生まれながらにして奴隸としての劣った形質を備えており、奴隸として一生を過ごすのはむしろ合理的であって、本人にとっても幸せであるとする思想である。この思想は後年、スペイン人がアメリカ大陸を発見し、征服して原住民や黒人を奴隸として使役し、金鉱や銀鉱で酷使し、多数の原住民や黒人奴隸が命を落とした行為を正当化するのに用いられたのは史実の示すとおりである。ポトシ銀山の惨状はその史実として有名である。そして原住民や黒人奴隸が掘り出した銀がスペイン繁栄の基であった⁸⁾。この先天的奴隸の対極に位置するのは理性を有し、道徳的な存在としての人間像であり、それ

らの人間には尊厳が備わっているという考え方があった。

今日の西洋社会はいわゆる「ギリシャ・ハイウェイ (greek highway)」の社会と呼ばれているが、その意味はギリシャの文化や思想を連綿と引き継いでいる社会という意味である。その社会を特徴づけるのは端的に表現すれば、穀物生産にかならずしも適さない風土にあって、牧畜と「肉食」の文化⁹⁾である。肉食を続けるには、人間と人間が食べる動物とは全く離れた、異なる存在であり、肉食になんら罪悪感や心理的抵抗があっては困るのである。そこから当然の帰結として、人間と、人間に食べられる動物の両者における生命の価値をも異なるとしなければならなかったのである。鯖田豊之は肉食の生活スタイルが必然的に果てしない「断絶」の思想を生み出したと述べている。相手も人間だと思うとできないことでも、相手を人間と思わなければできるのである。

近年西洋社会で盛んになってきた「菜食主義」も実は肉食と断絶思想の産物であるという指摘がある¹⁰⁾。西洋の菜食主義は、純粹に人間にとて肉食の健康上の好ましくない影響を回避するための発想であり、食べられる動物の生命に対する配慮なのではなく、栄養学的見地からの菜食主義である。一方、東洋の菜食主義はジャイナ教や仏教などが説く不殺生（アヒンサー）の宗教的情念から発している面が大きい。西洋では肉食も菜食もいきつくところ、人間のため、人間本位の考え方であることに違いはない¹¹⁾。

(2) 中世キリスト教社会

この断絶の思想は中世のキリスト教会で確立された¹²⁾。そこは、かっての我が国のような農耕社会とは根本的に異なる文化を有する社会なのである。我が国ではそのうえ、仏教の影響を受けて、生命の価値に差異をつける発想は一般的ではなかった¹³⁾。肉食を可能とする断絶の思想では最初人間と動物を区別したが、次にヨーロッパ人と非ヨーロッパとの区別になり、ついで宗教上の区別となってキリスト教信者と異教徒との区別となった。さらに中世では同じキリスト教徒の中でも、異端審問のような教理上の区別が横行した結果、頻繁に魔女裁判が行われて多くの人々が焼き殺されたり、ガリレオのような人々が抹殺されたのは周知の歴史的事実である。そこでは異端の思想は神から与えられた人間の「尊厳」を冒涜するものであった。

ユダヤ教、キリスト教徒は、地球上のすべての生命体を神が創造したが、そもそも牛や豚のような動物は人間に食べられるために、神様がお作りになったと信じている¹⁴⁾。我々日本人は到底そのように思えないところがある。仏教ではすべての生命は同一の価値を有しており、人間であれ、動物であれ、昆虫であれ生命の価値に差異はないという教えが通底している。禪宗の僧侶が用いる「払子（ほっす）」は蚊や蠅などの昆虫を誤って殺さないための道具であるという。また「やれ打つな蠅が手をする、足をする」という句は日本人には馴染みの深い句である。キリスト教徒は我々が鯨を食べるのを非難するが、我々には非難される理由が理解でき

社会福祉と人間の尊厳について

ないのも、非難する側が信ずる断絶の思想と、彼らの宗教にその根源があると考えて大きな誤りはないであろう。西洋社会における人間の尊厳という観念には、その底に肉食を基盤とする断絶の思想が横たわっているのである。

(3) ルネッサンス

キリスト教徒は神は自分の姿に似せて人間を作ったと信じていた。しかし、ルネッサンスの時期、科学の発達によって、キリスト教の教義に疑問が生じ、それまでの神の呪縛から離れて、人間を発見したと言われている。

キリスト教では人は神によって神に似せて創られ、人間は神のコピーとされてきた。このことが人間に備わった尊厳の根源であると信じられてきた。ピコ・デラ・ミランドラは（1463–1494）はルネッサンス期の学者であるが、彼の演説「人間の尊厳」は人間の自由意志についての主張であって、自由意志が人間固有の価値の源泉であると主張した。ミランドラによれば、「神は世界をつくり諸々の存在者をそれぞれの位置に置いた後、神の作品をながめてほめたたえる存在として人間をつくろうとしたが、原型をつかいつくしていく恰好なのが見当たらず、鳥には羽を、魚にはひれという工合に、人間になにか生得の贈り物をしようとしても、もう庫には何もなく、世界の中に人間を置く特別の場所も残っていなかった。そこで神は、人間にはみずからの方をえらぶ『自由意志』を与えて、彼を世界の中心に置いた・・・¹⁵⁾」すなわち人間だけが自由な意志をもち、意志を実現できると神が保証したのである。ここで言う自己決定は自由意志が認められ、幅広い選択肢が用意されて初めて可能になると想え、ミランドラの見解と今日のソーシャルワークの基本的価値である自己決定について検討してみよう。ミランドラの主張する「自由意志」は人間以外の神の創造物に対して用いられるのに対比して、ソーシャルワークでいうクライエントの「自由意志」は、クライエントが生活する社会に対して有する権利である。自己決定はソーシャルワークにおける基本的「価値」であり、ソーシャルワーカーにとってもはや信仰に近い概念となっている。具体的な自己決定よりも広く深い自律の概念を重視しようとする考え方方が台頭している。自立と自律の相違は、我々と同様クライエントもひとつひとつの自己決定を積み重ねて「自律」を達成するのである。自己決定は日常的で、私的で卑近な生活の個々の場面での対処あるいは選択の仕方であるが、自律は自己決定よりもはるかに広く、深く、巨視的かつ長期的視点で自らが見定めた人生の方向を貫く姿勢である。したがって、自律の姿勢が先にあって、個々の自己決定が間違いなく下されるという考え方もある。このような自己決定の力が人間の尊厳の背景である。換言すると、この自己決定に対する阻害要因が積み重ねられた結果としての自律が制限されるとき、我々は尊厳が侵されたと感じるるのである。すなわち具体的で日常的なレベルで個々の自己決定が制限される時、尊厳が侵されたと感じるのである。以上の意味で、ミランドラの指摘は現代の社会福祉を考える時、極

めて重要な示唆を含んでいると言える。それではここで、自己決定の権利は我国の法律において認められた権利であろうかを検討するのも無意味ではなかろう。我が国憲法では第13条から40条に至るまで多様な権利が保障される旨明記されているが自己決定の文言は見られない。山田は次のように述べている。

「自己決定というのは、思想・良心の自由（19条）、信教の自由（20条）、集会・結社・表現の自由（21条）、居住・移転・職業選択の自由（22条）等、基本的自由の前提になっているものであり、これらの規定の底にあるものとして自己決定権が認められないか」と疑問を発し、「・・・自己決定権というのは（これら）自由の上位概念であると考えられる」と結論づけている。すなわち現代社会では、自己決定権はことさら法律に明記するまでもなく、自明の条理として人々に備わっている権利なのである¹⁶⁾。

§ 5 社会福祉における個人の尊厳

本節では尊厳の定義を行うのではなく、社会福祉の領域でどのような状態が尊厳を損なうことになるのかを考えることを通じて、尊厳の本質に迫りたいと思う。すなわち、尊厳を侵されているさまざまな状態を検討することによって、尊厳の裏側から迫って尊厳を理解しようとするのである。そして筆者は社会福祉における尊厳の内容はsanctityとdignityの二重構造からなっていると考えている。

(1) sanctityとしての尊厳

今日、絶対に侵されてはならないsanctityとしての尊厳を侵されている状態には、貧困と虐待の二面がある。20世紀以降、人権意識の高揚があり、尊厳という概念は世界人権宣言やボン基本法、わが国憲法などの法令に謳われるようになった。尊厳を構成する内容としてはまず生存権であるが、これは尊厳のうちでもsanctityに属する事項であり、絶対に侵されてはならない人間の尊厳である。今日、先進国においては生存権を脅かされている人は極めて少数であると思われているが、地球上には現実には生存を脅かしている人々が多数いるのも事実である。地球的規模で見れば物資の不足といふいわば古典的な貧困が後を断たない。そして今なお、貧困が人間の尊厳を著しく損なっているのは誰もが首肯する事実である。

豊かな先進国では最近、貧困は見えなくなった(invisible)になったと言われる。たしかに先進国では物質的欠乏という古典的形態での貧困は極めて見えにくくなつた。しかしこれは貧困を貨幣的、物質的基準で図ろうとする基準的あるいは規範的(normative)なスタンスから抜け出せないのであるからであつて、先進国社会を子細に見つめると、姿を変えた現代的貧困・新しい貧困が見られる。たとえば、アメリカやイギリスで近年問題となっている都市深奥部(inner city)の問題や underclassの問題は特に深刻視されている。なお、inner city は単なる地

社会福祉と人間の尊厳について

理的概念ではなく、そこに住む人々の生活水準や文化（生活様式）の問題でもある。underclassについても、単に従来の下層社会（lower class）の下に位置する人々、あるいは階層という意味で扱われている訳ではないのは勿論である¹⁷⁾。また、ホームレスピープルは「見える貧困¹⁸⁾」とも言われている。イギリスのブレア首相は最近、貧困を表すのにsocial exclusion（社会的疎外または排除）という言葉を用いて説明している。つまり単に物質的窮乏のみならず、その成員が当該社会から疎外され、現代社会で認められている諸権利を行使できないため苦境に陥っている状態を貧困と見ているのである¹⁹⁾。なおexclusionという言葉が最初に用いられたのはフランスにおいてであった。フランスでは国民的統合という課題が意識されるようになり、なんらかの理由でフランス社会から排除される人びとの関心が高まったのである²⁰⁾。

次に虐待であるが、いまや児童だけではなく、高齢者も虐待の対象となってきた。最近の新聞紙上で児童虐待が紙面を賑わすのが珍しくなくなったが、虐待は虐待される人の安全を損ない、時には生命を危険に曝すなど生存権の否定につながるのである。虐待はそれだけで十分尊厳（sanctity）の侵害に当たるが、そのうえ、虐待は人間の誇りを踏みにじり、心的外傷を残すことなどから尊厳（dignity）をいたく傷つけるのである。虐待を受けた人は児童であれ、高齢者であれ、自尊感情（self esteem）や自らの有用感（self efficiency）の著しい低下が避けられず、人格の低落を経験することになる。そして、虐待は虐待を受けた児童の将来に暗い影を落としている。全国の児童相談所が受け付けた相談件数のうち、児童虐待の件数は表1（児童虐待の推移）および表2（児童虐待：内容の比率）が示しているように児童の尊厳を侵害する事態がますます増加しつつあるのが現状であると言える。全国の児童相談所における受付件数は年々増加の一途をたどり、その内容も深刻化している。過去6年間の件数を比較すると、全体では約4.4倍に達しているが、この数字は児童相談所が受け付けた件数に過ぎず、受付件数は氷山の一角とも言われ、実数はさらに多いと思われる。虐待を内容別にみると、心理的虐待がもっとも増加が激しく、ついでネグレクト（養育の放棄）が次いでいる。虐待全体としては、身体的虐待が減少し、心理的虐待やネグレクトが増加する傾向にある。ネグレクトはかつては「不適切な養育」と呼ばれていたが、現在では虐待と目されており、児童相談所によっては相談内容の半数を占めるに至っている。心理的虐待はやがて身体的虐待やネグレクトに移行することもあり、注意を要する事態である。

表1 児童虐待の推移

	1997	1998	1999	2000	2001	2002
身体的虐待	2780	3673	5973	8877	10828	10932
性的虐待	311	396	590	754	778	820
心理的虐待	458	650	1627	1776	2864	3046
ネグレクト	1803	2213	3441	6318	8804	3940
計	5352	6932	11631	17725	23274	23738

厚生労働省調査

表2 児童虐待：内容の比率

	2001年における比率	過去6年の増加率
身体的虐待	46.0	3.9
性的虐待	3.5	3.5
心理的虐待	12.8	6.7
ネグレクト	37.7	5.0
計	100.0	4.4

厚生労働省調査

児童の尊厳を傷つける虐待は通常家庭の奥深くで行われるが、児童の権利を守るべき児童福祉施設の中でも行われていると告発されている。

一方、高齢者虐待については、最近問題として意識されるようになったが、その実数は不明である。ただ、多々良紀夫研究班、大阪府高齢者虐待研究会など、地域や調査対象を限定した形で調査が実施されるようになり、その一部の実態やメカニズムが明らかになりつつあるが、全国的な実態把握はこれからである。これら研究班の調査によると、高齢者虐待は増加しつつあり、その内容としては、世話の放任、身体的虐待、情緒的、心理的虐待が主なものである²¹⁾。ただ、高齢者の家族同居が多い我が国にあっては、欧米諸国に比して高齢者虐待の危険が高いと推測されている。

前述のとおり児童にせよ、高齢者にせよ、虐待は多くの場合家庭の奥深くで行われているので他者からは見えにくい現象であるが、残念ながら福祉現場でも起こっている。たとえば養護老人ホームや児童養護施設、保育所でもその事例が見られることが指摘されている²²⁾。以上のように虐待を単に虐待として捉らえるのではなく、人間の尊厳に対する侵害と捉える視点が必要なのである。

社会福祉と人間の尊厳について

(2) dignityとしての尊厳

ピコ・デラ・ミランドラが指摘したように、個人の自由意志の発動が妨げられている状態が尊厳を侵されている状態であるとする。現在社会福祉の利用者の尊厳ははたして守られているであろうか。ミランドラの自由意志の概念は現代の社会福祉に照らして考えると、自己決定となるであろう。さらに平たく言えば「自分のことは自分が決める」という簡明なことが保証されているであろうか。社会福祉の現場で社会福祉利用者が自己決定の権利を侵害されれば、すなわちそのような事態が尊厳が侵されたことになる。中西正司と上野千鶴子は自己決定権とは「自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己統治権」と説明している²³⁾。

§ 6 尊厳の観点から見た福祉の現状

(1) 社会福祉施設における入所者の尊厳に対する侵害

個人の尊厳をsanctityとdignityの両面から見る立場に立って、我が国の福祉現場でどのような問題が生じているのであろうか。勿論、我が国のはとんどの社会福祉施設では利用者を尊敬し、利用者の尊厳を守る取り組みが行われている。多くの施設では職員の努力によって良心的なサービスが提供されているが、残念ながら一部の施設では利用者の尊厳を傷つける処遇が見られるのも事実である。利用者の尊厳を傷つける処遇として、sanctityとdignityの両面が截然と区別できるわけではない。この両者は利用者に対して同時に行われることもあり、検討の際には細心の注意が必要である。

まず、sanctityの視点から見ると、施設内で虐待もしくは不適切な処遇が行われている例を取り上げる。

(1) 特別養護老人ホームでの問題

高齢者施設において見られる虐待には、不十分・不適切な介護がある。高齢者処遇研究会が全国の特別養護老人ホームを対象として調査したところ、虐待や不適切な行為があったと思われる事例があったと答えた施設は有効回答の32パーセントにおよんだ²⁴⁾。それでは、施設でどのような虐待が行われているのであろうか。高齢者処遇研究会の調査によると、表3のとおりの事例が見られる。

表3 施設内虐待の具体的な内容

虐待行為の種類	具 体 的 内 容	虐待者の職種
身体的虐待	・夜勤時、排泄介助の際、怒ったり時につねる	寮 母
	・声をかけて無視され、他の職員から見られない廊下の隅で顔を叩く	寮 父
	・痴呆があり、夜、大声を出して叫ぶので叩く	看護師
心理的虐待	・高齢者が反発すると「たくさん介護する人がいるんだ。あなた1人に関わっていられない」などのひどい言い方をする。	看護師
	・特に夜勤、オムツ交換時、「よくでるなー、交換する身にもなって!」「私たちがいるからあんたは生活できるんだ」となどと言う	寮 母
世話の放棄 ・拒否・怠慢	・思うようにならないと暴言を吐いて、ナースコールを押し続ける高齢者のナースコールを切る	介護職員
	・夜勤時、一方の職員が休憩し人目がないと、ナースコールを無視し排泄介助をしない。また「1人で出来るでしょ」と叱りつける言い方をするため、高齢者はナースコールを我慢し失禁	施設職員

*高齢者処遇研究会「在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査」(1998年)より

このほか、入浴の介助やおむつの交換を異性の職員がおこなうことがあると従来から言われている。また、女性としてのアイデンティティを損なう例として髪形について指摘されたことがある。介護の事情から髪をボーグッシュに刈り上げている入所高齢者を散見するが、本人の希望であればともかく、介護者の都合で短く刈られたとしたら、これも女性の尊厳を傷つける措置であると言わねばならない。

それから呼称の問題もある。最近では激減したが入所者に対して「おじいさん」「おばあさん」など呼びかける施設職員もいる。職員として親近感を表しているつもりであろうが、家族ならまだしも他人が善意からとはいえ、そのような呼びかけは不適切であって、あくまで氏名で呼びかけるべきであろう。

② 児童養護施設での問題

児童養護施設における虐待には不十分・不適切な養護と、体罰の問題がある。西日本新聞は1995年6月1日から3日にかけての児童養護施設における虐待の問題をとりあげている。また、恩寵園の子どもたちを支える会による「養護施設の児童虐待：たちあがった子どもたち」もこ

社会福祉と人間の尊厳について

の問題に正面から取り組んだ労作である。それによると、職員による集団体罰、いじめがあり、中には乳児の足を掴んで振り回した保育士もいたという。そして集団的な体罰の中心的職員が子どもを「一匹、二匹」と数え、それを聞いた子どもたちは自分たちを「人間として見ていない」と抗議したという。

かつて大阪の民間養護施設や岡山の公立養護施設で起こった入所児童の死亡事件は、年長の入所児童による年少児童に対する暴行によって生じた事件であり、そのうちの後者は養護施設の管理責任をめぐって訴訟が起こった²⁵⁾。

③ 保育所での問題

保育所にも不適切な保育と虐待がある。仲村季代が詳しく紹介しているが²⁵⁾、それによると、体罰が日常的に行われており、食事の進まない子どもには、食物を口に押し込み、子どもが吐くと吐いた食物を子どもの口に押し込んだという。そのほか「あほ」「ばか」などの暴言を浴びせるなどするという。嫌いな親の子どもには、特別きつく当たる保育士もあり、子どもが深く傷ついているという。

④ 知的障害者が利用する施設や職場

知的障害者施設の人権侵害については、毎日新聞社社会部取材班が刊行した「福祉を食う」に具体的に紹介されている。それによると福島県の知的障害者施設「白河育成園」で体罰という暴力、薬の過剰投与、セックス・ハラスメントが行われていたという²⁶⁾。

⑤ 老人病院での問題

老人病院について、筆者が福祉事務所に勤務していた時しばしば耳にしたことがある。それは高齢者が入院する時は歩いて入院したのに、入院後旬日をでないで、寝たきりになってしまふという現象である。もし痴呆の傾向があつたりして徘徊のおそれがあると管理に手がかかるので、病院側にとって寝たきりの方が手間がかからず都合がよいのであろうと言われている。しかし人間は寝たきりになり、さらに「おむつ」を利用するようになると、自尊感情は大幅に低下し、生きる意欲を失う人もでてくる。寝たきり状態や「おむつ」の使用が当人の心情におよぼす破壊的効果はいくら強調しても、強調しすぎにならない。一部の老人病院の実態については大熊一夫「あなたの『老い』をだれがみる」が詳しい²⁷⁾。なおこの報告は多少古いが現在、老人病院や特別養護老人ホームは利用希望者が多く、典型的な売り手市場なので、実態は楽観できないと思われる。

(2) 自己決定を阻害する尊厳の侵害

次に、自己決定や自律を重視する以上の観点から、社会福祉における「個人の尊厳」について検討する。社会福祉の利用者の自己決定や自律が保障されているであろうか。

① 援助が必要な高齢者の生活場面

たとえば生活能力が衰えた高齢者が、さまざまな在宅ケア・サービスを利用しながらできるだけ長く在宅生活を継続したいと望んでいる事例は多い。しかし、現実に在宅ケア・サービスが不備で不十分な状態にあっては、在宅生活を続けられない事態が生じている。在宅ケアが不備なため、できるかぎり在宅生活を続けたいという高齢者の希望は無視され、特別養護老人ホーム、老人保健施設などのいわゆる全制的施設(total institution)²⁸⁾へ入所せざるを得ない事態となる事例が極めて多い。また、特別養護老人ホームの代替施設として病院に入院する場合も少なくない。いわば、高齢者は自己決定どころか、他に選択肢がなく、多くの場合追い詰められるように施設入所を余儀なくされるのであって、高齢者の自己決定は不可能になっている。つまり、多くの高齢者が施設へ捨てられているのである。そして望まない施設入所が、施設での高齢者の生活を暗くしているのも事実である。

全制的施設の弊害については、E. ゴッフマンやR. バートン²⁹⁾の指摘をまつまでもなく、そこでの生活が人間性についての重大な疑問があり、脱施設化からノーマライゼーションの思想を生み出したのは周知の事実である。

2000年に発足した介護保険ではもともと在宅生活支援の意味や役割を喧伝されたが、むしろ介護保険制度発足以来、特別養護老人ホームの待機者名簿が長くなっているのである。謳い文句とは裏腹に、現行介護保険が在宅生活支援重視の姿勢が乏しいことによって、在宅生活の不利が浮き彫りになったことから、特別養護老人ホームへの大量の入所ニードが顕在化し、希望者が増加したと言われている。それも、従来の措置制度のもとでは福祉事務所が待機者数を把握していたのであるが、契約制度に移行したため総合的に待機者を把握する機関がなくなり、待機者の正確な数字は不詳であるが、待機中に死亡する事例も多く、深刻な事態に立ち至っている。すなわち、高齢者の多くは在宅サービスを利用しながら、在宅生活を続けたいと念願しているにもかかわらず、施設入所しか選択できない事情にある。つまり、高齢者にとって、残る人生をどのように送るかについての選択肢が極めて狭く、自己決定の幅が殆どない現状こそ、高齢者の尊厳を侵害する事態と言わなければならないであろう。

② 養護に欠ける児童の生活場面

現在我が国では養護に欠ける児童、すなわち、なんらかの理由で親に養育してもらえない児童の生活の場はほぼ乳児院か児童養護施設に限られている。しかし、ここでも上記の全制的施

社会福祉と人間の尊厳について

設の弊害は避けられない。特に児童の場合には、その弊害はホスピタリズムとして古くから議論の対象となっている³⁰⁾。養護に欠ける児童の生活の場としては乳児院や児童養護施設だけではなく、里親やグループホームなど、その児童のパーソナリティや環境に照らして多様な選択肢が用意されているのが望ましいのであるが、我が国の場合、里親制度を活性化する効果的な施策はとられてこなかったこともあり、1948年児童福祉法が施行されて以来里親と里親に委託される児童は一貫して減少を続けている。またグループホームはそれほど増加していない。このように選択肢が乏しいことが、児童の尊厳を損なう背景となっているのである。

我が国の児童憲章は1930年に制定されたアメリカのChildren's Charterの影響を色濃く受け家庭の重要性を強調しているが、国の現実の施策にはそれほど反映されているとは思えないものである。

§ 7 社会福祉とスティグマの感情

一般に、我が国ではいまだに社会福祉制度利用に伴うスティグマの感情を解消できないでいる。社会福祉とスティグマの感情について考察する前に、偏見とスティグマの感情との関係について一応の整理が必要であろう。

① 偏見とスティグマの感情

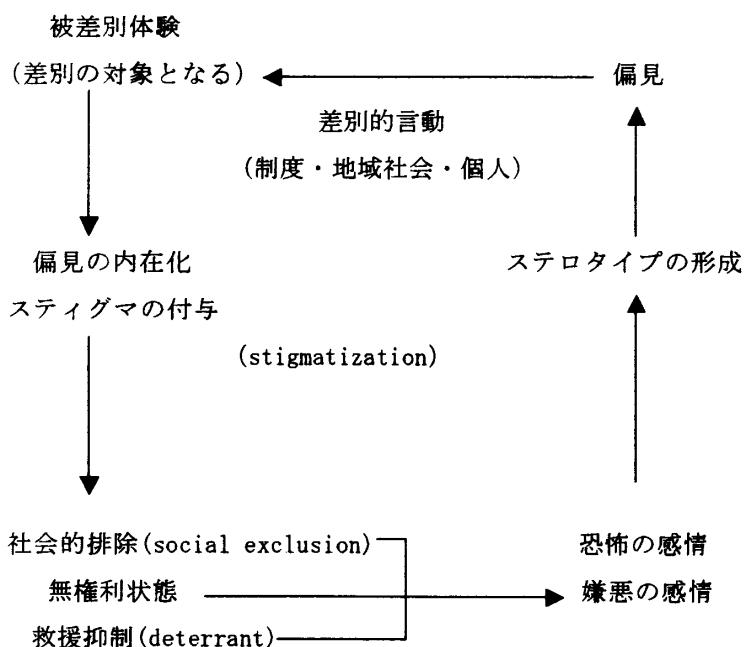
これまで偏見とスティグマの関係について的確な説明は、筆者の知るかぎり見られない。そこで筆者なりに整理して読者に提示しようと思う。まずG. W. オルポートによれば、「偏見とは、実際の経験より以前に、あるいは実際の経験にもとづかないで、ある人とか物事に対してもつ好きとか嫌いとかという感情である」。またより端的に「偏見とは、十分な証拠なしに他人を悪く考えることである」とも言っている³¹⁾。

一方、スティグマについてE. ゴッフマンは、「他人とは異なる属性、それも好ましくない属性、欠点、短所、ハンディキャップであり、身体障害、知的障害、精神障害、ある種の疾病、老齢、人種、民族、貧困、犯罪、他者への依存、社会規範にもとる行為などがスティグマを呼びる理由になっている³²⁾」と言っている。つまり、偏見とはステロタイプの一形態であって、偏見の対象となるのは身体障害、知的障害、精神障害、貧困、犯罪、高齢、ある種の疾病、民族、社会的依存、社会的少数（minority）を体現する人達である。そして偏見を言動化したものが差別行為であって、偏見を表面化したものが差別であると言える。したがって偏見がなければスティグマの感情はなく、偏見を言動化した差別行為がなければ、偏見は潜在したままになる。差別を受けた側は社会の偏見を先取りし、偏見を自らの内に取り込み、内在化する。この過程がスティグマの付与であり、スティグマタイゼーションである。スティグマタイゼーションの結果、差別行為の対象は社会的に疎外され、無権利的状態となり権利の行使に消極的にな

り社会的援助の利用をみずから抑制 (deter) するようになる。また、ステイグマを付与された者は差別によって社会から疎外されるだけでなく、偏見をみずから内在化した結果、疎外を克服する力を減殺される。

社会福祉サービスが国民の権利と認識されるようになった現在、受給する権利を十分に行使できないとすれば、大きな問題である。このような状態を見る多くの人々は、その状態に嫌悪と恐怖の感情をつのらせる。人々は嫌悪と恐怖の感情の渦の中で、偏見の対象についてのステロタイプを形成する。偏見のもっとも有力な温床は嫌悪と恐怖の感情である。偏見の対象を目撃して、自分がそのような存在となる悪夢を見て、偏見を育てるのである。このようにして、偏見とステイグマの感情との関係は紙の表裏のようなものである³³⁾。

表 偏見とステイグマの感情との関係



※西尾祐吾「はじめて出会う社会福祉」相川書房 2001. P 65

② イギリス救貧法とステイグマの感情

ステイグマの感情は救貧法以前にも存在したし、もっと人間社会に普遍的な感情であって、互恵 (reciprocity) の慣行に従わない場合にステイグマの感情が付与される事例を文化人類学研究者が指摘している。アメリカ大陸北太平洋側に住んでいた種族の間に行われていたポトラッチの風習は人類社会における互恵reciprocityの普遍性を示唆している³⁴⁾。しかし通説では社会福祉におけるステイグマの感情は、イギリス救貧法の運用にその起源があるとされている。すなわち、救貧法の適用にステイグマの感情を付与することによって、求援の抑制 (deterrent) を図ったというのである。救貧法の歴史を開くとたしかに鞭打ち (whipping) や烙印 (branding)、受給者への制服の着用、記章の強制、選挙権の制限、受給の公開、救貧院における非人間的処遇などステイグマタイゼーションの実例には事欠かない。しかし前述のポトラッチの例に見るごとく、ステイグマの感情の起源は救貧法よりも古く、他者への依存、他者の好意に報えないことがステイグマの感情を招くのであるという指摘もある³⁵⁾。

社会福祉と人間の尊厳について

③ 生活保護と偏見

我が国の生活保護制度に随伴する偏見が今も拭い去られていない。生活保護にまつわる偏見と連動する形で、生活保護を担当する福祉事務所にも多くの人々は偏見を抱いており、援助を求めて福祉事務所を訪れる人にとって福祉事務所の敷居は決して低くない。生活保護制度と福祉事務所にアクセスするに当たって、ステイグマの感情は制度や機関へのアクセスに必要な負担になっている。生活保護制度は社会保険とは異なり、補足性の原理にしたがって給付に際して様々なニーズテストを行うが、とりわけミーンズテストを欠くべからざる必要要件としている。このミーンズテストがステイグマの感情を生み出す直接の要因であるとの理解が一般的である。このようなステイグマの感情はそれ自体で受給者の自尊感情を傷つけ、人格の低下をもたらし、制度利用を控えさせ、ひいては受給者の尊厳を侵す大きな要因である。

§ 8 むすび

尊厳という言葉や概念は、我が国ではまだ一般に広く定着しているとは言いがたいが、社会福祉を考える時重要な意味を有するのは勿論である。本稿では尊厳にはsanctityとdignityの二つの段階もしくは側面があることを指摘した。ついで人間の尊厳に関する考え方についてその歴史的背景を概観したが、西洋ではギリシャ文明やキリスト教の教理の影響が深いことを知った。また法的な側面も簡単に扱ったが、尊厳の法的解釈もまちまちであった。

そして我が国の社会福祉に照らして尊厳の概念を考える時、尊厳の実態は自由意志ないしは自己決定に求める立場がもっとも妥当であろうと思われる。その意味において現今の社会福祉の実態を通じて、福祉の利用者が利用者の尊厳が守られているかについて検討したが、結論としてはなはだ憂慮すべき事態であるという結論にいたった。

sanctityの観点からは貧困と虐待があり、特に虐待は深刻の度を増しており、その影響はsanctityにとどまらない。また、dignityの観点から福祉利用者の自己決定が阻害されている点については、高齢者も児童も選択肢が不十分で、自己決定が自由に行われているとは言えない現状にある。さらに福祉制度にまつわるステイグマの感情も色濃く残存しており、福祉制度の利用を抑制し、利用者的人格の低下を招いている。

以上の検討から、最後にR.A.スキッドモアの次の言葉を引用して本稿を締めくくりたいと思う。

「ソーシャルワークの真のハート（核心）は、人の尊厳を守ることである³⁶⁾。」

引用・参考文献

- 1 広辞苑（岩波書店）、新大字典（講談社）、大言海（富山房）などを参照した。
- 2 D.ドゥグラツィア「動物の権利」岩波書店 2003
- 3 青柳幸一「個人の尊重と人間の尊厳」 尚学社 1996 p8
「世界憲法辞典」 学生書林 昭和26年 p262
- 4 宮沢俊義「憲法大意」1945 同「憲法II」昭和34年 pp232-233
- 5 ホセ・ヨンパルト「日本国憲法解釈の問題としての『個人の尊重と人間の尊厳』（上下）判例タイムス No377,378
- 6 青柳「前掲書」 p18
- 7 西岡祝「ボン基本法と人間の尊厳の保障(1)(2)」福岡大学法学論叢 第38巻第1号および第2号ほか
- 8 L. ハンケ著、佐々木昭夫訳「アリストテレスとアメリカ・インディアン」 岩波新書 1974
- 9 鮎田豊之「肉食の思想」中公新書 2000
- 10 末次勲「菜食主義」 丸の内出版 昭和58年
- 11 末次「前掲書」
- 12 鮎田「前掲書」 p54以下
- 13 末次「前掲書」
- 14 鮎田は前掲書の中で竹山道雄のヨーロッパでの経験談を引用している。pp3-4
- 15 野田又夫「ルネッサンスの思想家たち」岩波新書 1977 pp57-58
J.ピコ・デッラ・ミランドラ著、大出哲外訳「人間の尊厳について」 国文社 1992
伊藤博明「神々の再生：ルネッサンスの神秘思想」東京書籍 1996
- 16 山田卓生「私事と自己決定」日本評論社 1989 p343
- 17 underclassに関連して貧困の原因については大きく分けて三つの立場がある。ひとつは貧困の原因を社会制度に求めるもの（集合的もしくはラディカルな立場）、ふたつは貧困を体現する人の生活様式（貧困文化）に求める立場、およびその折衷的立場に分かれる。従来、これらの立場は対立・抗争を繰り返してきたが、未だに結論は出ていない。筆者には折衷的立場がもっとも現実的であるように思える。
- 18 たとえばJoel Blau “The Visible Poor: homeless people in the United States” Oxford 1992を参照のこと。
- 19 A.ギデンスの「第三の道」日本経済新聞社 2003や、C.Cullingford “the Causes of Exclusion” Kogan Page 1999,J.Pierson “Tackling Social Exclusion” Routledge 2002などを参照のこと。
- 20 J.Pierson 前掲書 2002 p4
- 21 多々良紀夫「高齢者虐待」中央法規 2001
高齢者虐待防止研究会代表大國美智子「高齢者ケアにおける人権擁護に関する研究報告書」平成10年3月
なお現在、医療経済研究機構が厚生労働省からの委託を受けて全国調査を実施中で、近日中にその調査結果が公表される予定である。
- 22 福祉施設内における入所者への虐待については次の文献に詳しい。
川越智子「誰が老人を救うのか：高齢者施設内虐待の現実」ぜんにち 2003
和田秀樹外「『終のすみか』をさがして」ぜんにち 2002
浅井春夫「養護施設から日本の現状がみえる：子ども虐待シンドローム」恒友社 1995
恩寵園の子どもたちを支える会編「養護施設の児童虐待：たちあがった子どもたち」 明石書店 2001
中村季子「保母の子ども虐待：虐待保母が子どもの心的外傷を生む」鹿砦社 1997
市川和彦「施設内虐待」誠信書房 1999

社会福祉と人間の尊厳について

- 市川和彦「続・施設内虐待」誠信書房 2002
- 23 中西正司、上野千鶴子「当事者主権」岩波新書 2004 p3
- 24 高齢者待遇研究会「前掲書」
- 25 福岡小夜「和子 6 歳いじめで死んだ：養護施設と子どもの人権」ひとなる書房 1992
- 26 毎日新聞社会部取材班「福祉を食う：虐待される障害者たち」毎日新聞社 1998
知的障害者の実感的記録として、100万人のためのグループホームを実行委員会
「もう施設には帰らない」中央法規 2000 およびその 2 2002
- 27 大熊一夫「あなたの『老い』をだれがみる」朝日新聞社 1986
- 28 E. ゴッフマン著「アサイラム——施設収容者の日常世界」ゴッフマンの社会学 3
誠信書房 1990 による
欧米では他人と24時間生活を共にする全制的施設は「人間性に悖る」という認識が浸透し、そこから脱施設化 (deinstitutionalism) の思想が生まれ、さらにノーマライゼーションの理論的バックボーンが形成された。
- 29 R.バートン「病院が精神病者をつくる」 晃洋書房 1985
- 30 金子保「ホスピタリズムの研究：乳児院保育における日本の実態と克服の歴史」
川島書店 1994
- 31 G.W.オルポート「偏見の心理」培風館 昭和54年
- 32 E. ゴッフマン著「ステイグマの社会学—刻印を押されたアイデンティティ」誠信書房 1980
- 33 西尾祐吾「はじめて出会う社会福祉」 相川書房 2001 p65
- 34 reciprocityの原則はいかなる社会においても普遍的な規範として生きている。
したがって、社会的援助が受給者にとっての権利であると規定されても、stigmatization のメカニズムは変わらないという見方がある。
- 35 P.スピッカー「ステイグマと社会福祉」誠信書房 昭和62年
- 36 R.A.Skidmore "Introduction to Social Work" Boston,Allyn 1997
ここではN.ソンプソン「ソーシャルワークとは何か」 晃洋書房 2004 p145から引用した。